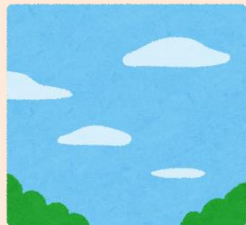




# 福井県の深夜割増賃金

福井県最低賃金は、福井県内で働くすべての労働者に適用されます。  
(特定の産業には特定最低賃金が適用されます。)



令和4年10月2日から

時間額

福井県最低賃金

**888円**

- 最低賃金の対象となる賃金には、次の賃金は算入されません。
  - ① 精皆勤手当
  - ② 通勤手当
  - ③ 家族手当
  - ④ 臨時に支払われる賃金
  - ⑤ 1月を超える期間ごとに支払われる賃金
  - ⑥ 時間外労働・休日労働に対する賃金
  - ⑦ 深夜労働に対する割増賃金

深夜労働（午後10時～午前5時）は、**25%以上**の深夜割増賃金を足した賃金の支払が必要です。



深夜労働

時間額

最低賃金 + 深夜割増賃金  
(888円) (25% | 222円)

**1,110円以上** ※

※ 端数は、50銭以上を切上げ50銭未満を切り捨て。  
(昭和63年3月14日付け基発第150号)

- 割増賃金の計算は「通常の労働時間の賃金」に割増賃金率を乗じて算出します。  
時給888円の労働者の深夜労働の賃金は、  
 **$888円 \times 125\% = 1,110円$** （※50銭以上切上げ）が支払うべき金額となります。
- 1日8時間を超えるなどの法定時間外労働は、これに**時間外割増賃金（25%）**を足した金額、 **$888円 \times 150\% = 1,332円$** を支払う必要があります。

## お問い合わせ先

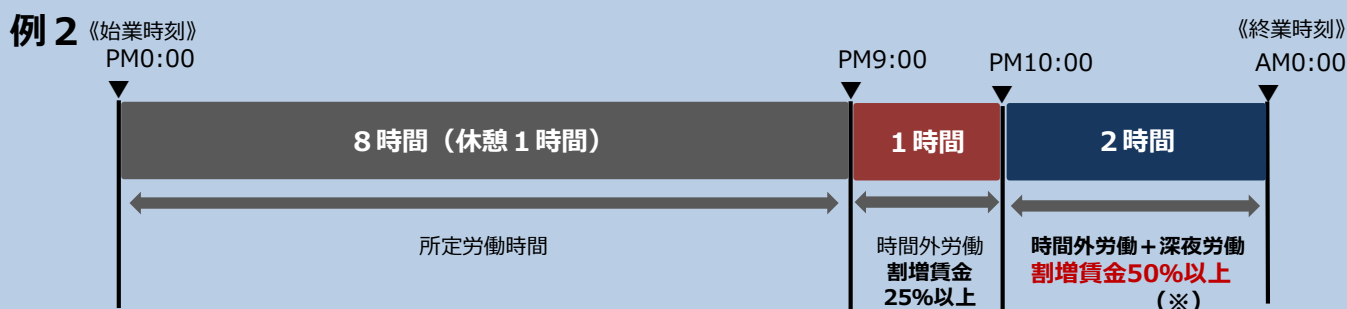
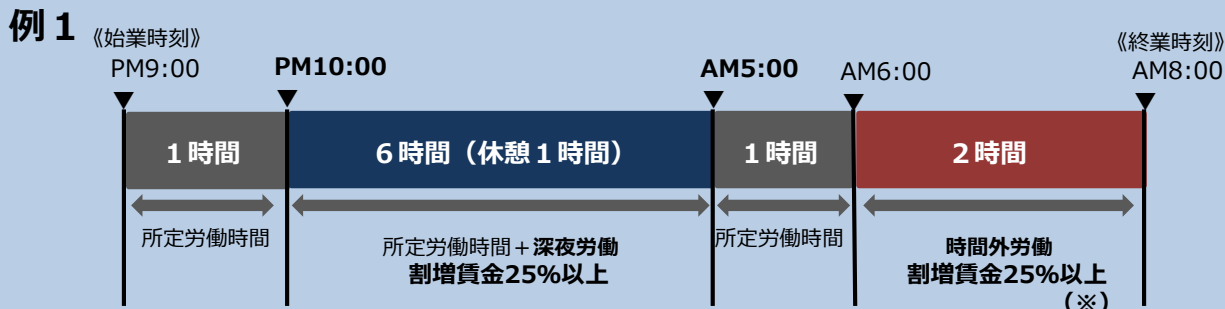
福井労働局 労働基準部 監督課	福井市春山1丁目1-54 福井春山合同庁舎	☎ 0776-22-2652
福井労働基準監督署	福井市開発1丁目121番地5号	☎ 0776-54-6167
武生労働基準監督署	越前市中央1丁目6番4号	☎ 0778-23-1440
敦賀労働基準監督署	敦賀市鉄輪町1丁目7番3号	☎ 0770-22-0745
大野労働基準監督署	大野市弥生町1番31号	☎ 0779-66-3838





# 深夜労働の割増率の例

- 深夜労働（原則として午後10時から午前5時）をさせた場合には、**25%以上**の割増賃金を支払う必要があります。
- 時間外労働が深夜時間帯に行われる場合には、さらに割増が必要となります。



※ 中小事業主の場合（令和5年3月31日まで）の例です。詳しくは、労働基準監督署にお問い合わせください。

## 法令の基準を満たさない労働条件

- 最低賃金に違反する労働契約はその部分について無効となり、無効となった部分は最低賃金と同様の定めをしたとみなされます（最低賃金法第4条第2項）。
- 労働基準法に定める基準を満たさない労働条件は無効であり、無効となった部分は同法に定める基準が適用されます（労働基準法第13条）。

- 1 時間給の場合 時間給  $\geq$  最低賃金額（時間額）
- 2 日給の場合 日給  $\div$  1日の平均所定労働時間（時間額に換算）  $\geq$  最低賃金額（時間額）
- 3 月給の場合 月給  $\div$  1か月の平均所定労働時間（時間額に換算）  $\geq$  最低賃金額（時間額）
- 4 上記1、2、3が組み合わさっている場合

例えば、基本給が日給で各手当（職務手当など）が月給の場合

- ① 基本給（日給）  $\rightarrow$  2の計算で時間額を算出
- ② 各手当（月給）  $\rightarrow$  3の計算で時間額を算出
- ③ ①と②を合計した額  $\geq$  最低賃金額（時間額）

日給、月給に算入すべき手当は、表面の手当に関する解説をご確認ください。

**例 1** 所定労働時間の時間給に、深夜割増賃金が含まれている場合の確認方法

$$\text{時間給} \div 1.25 \geq \text{最低賃金額（時間額）}$$

**例 2** 時間外労働と深夜労働に対する手当が、所定労働時間の時間給と別に支払われている場合

$$\text{深夜残業手当} \div (\text{時間外} \cdot \text{深夜労働時間数}) \div (1.25 + 0.25) \text{（時間額に換算）} \geq \text{所定労働時間の時間給}$$

